

次のとおり、「地域の担い手育成事業」実施業務委託を公募型プロポーザル方式で実施するので、公告する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

大分市長 足立 信也

1. 事業目的

少子高齢化や人口減少が進む中で、多くの地域が地域活動の担い手不足という課題を抱えており、これからの「地域づくり」や「まちづくり」を進めていくうえでは、新たな地域の担い手を発掘・育成していくことが必要である。

本事業は、これまで地域活動に馴染みの薄かった住民を対象に、まちづくりや地域活動の手法などを連続講座を通じて教授し、地域を担う人材の育成・確保を支援することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

「地域の担い手育成事業」実施業務委託

(2) 業務内容

別紙「「地域の担い手育成事業」実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

(5) 提案限度価格

2,300,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者。

- (5) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱(昭和 56 年大分市告示第 258 号)により、小分類「広告・宣伝」細分類「イベント企画・運営」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (6) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 21 年大分市告示第 553 号)若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 12 年大分市告示第 477 号)に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 24 年大分市告示第 377 号)に基づく排除措置期間中でないこと。
- (7) 市税を完納していること。
- (8) 過去に連続講座やワークショップ等の類似業務を実施した実績があること。

4. 受託候補者の選定方法

参加申込をした者の参加資格を確認したうえで、提出された企画提案書を評価する。その後、プロポーザル選定委員会において、選考委員が提案者による企画内容、考え方の説明(プレゼンテーション・ヒアリング)を受けて評価を行う。採点した合計得点を集計した結果、最高得点者を最良の提案をした者(以下「受託候補者」という。)として選定する。

なお、受託候補者が辞退した場合、もしくは受託候補者との協議が不調に終わった場合は、次の順位の提案者を受託候補者に選定する。

5. プロポーザルの手続き及びスケジュール

プロポーザルの参加手続きは、以下のとおりとする。

(1) 実施要領及び委託仕様書に関する質問受付

- ①受付期間 公告日から令和 7 年 5 月 9 日(金)午後 5 時 15 分まで(必着)
- ②提出場所 「10. 担当事務局」に同じ
- ③受付方法 質問書(様式第 1 号)に質問事項を記載し、電子メールにて提出する。その後担当事務局まで送信した旨の電話連絡をすること。
- ④回答方法 質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 16 日(金)午後 5 時までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページ上で行う。
掲載場所: ホーム>くらし・手続き>市民参加・ボランティア>市民参加・参画・協働 >市民協働のまちづくり>地域コミュニティの再生

(2) 参加表明書等の提出

- ①提出期限 令和 7 年 5 月 23 日(金)午後 5 時 15 分まで(必着)
- ②提出場所 「10. 担当事務局」に同じ
- ③提出方法 直接持参(ただし、土日祝日を除く、午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分)または郵送(書留郵送に限る)
- ④提出書類及び部数 ア. 参加表明書(様式第 2 号) 正本 1 部
イ. 申請者概要(様式第 3 号) 正本 1 部
＜パンフレット等あれば併せて添付すること＞
- ⑤提出期限までに上記④を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、当該プロポーザルに参加することができない。

⑥参加資格の審査結果は、参加資格の有無にかかわらず、令和 7 年 5 月 28 日（水）を目途に全表明者に書面で通知する。あわせて、提案者の資格を満たす者に対して提案書等の提出を依頼する。

※ただし、通知後、参加資格がないことが認められた場合は、当該プロポーザルに参加することおよび契約締結することができない。

（４）企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）
- ②提出場所 「１０．担当事務局」に同じ
- ③提出方法 直接持参（ただし、土日祝日を除く、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
または郵送（書留郵送に限る）

④提出書類及び部数

- ア．企画提案書（様式第 4 号および添付書類） 正本 1 部 副本 8 部
- イ．見積内訳書 正本 1 部 副本 8 部

⑤留意事項

次に掲げる留意事項を遵守し、企画提案書等一式を作成すること。

ア．企画提案書の作成・提出、ヒアリングに要する各種費用は、提案者の負担とする。

イ．提出書類は A 4 版を原則とし、企画提案書添付書類および見積内訳書は任意の様式で作成すること。

ウ．日本語を用いること。また、できる限り専門的知識のない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

エ．基本的に定量的に把握可能なものについては、可能な限りその数量を明記し、それが困難なものについては、文書で簡潔に記載すること。

オ．本市の依頼または合意があった場合を除き、提出後の追加、修正、削除等の差替え及び再提出はできない。

⑥企画提案書の添付書類に記載する内容について

企画提案書の添付書類は、次に掲げる項目ごとに記載すること。

ア．当該業務の基本方針

（当該事業を実施するにあたっての特色や優位性等あれば併せて記載）

イ．事前の開催地域（明野地域）の調査の内容

ウ．連続講座の企画（タイムテーブル、構成内容などが分かるもの）

エ．当日の運営スタッフ（業務内容と人数をそれぞれ明記すること）

オ．情報発信計画

カ．受講生の活動スタートアップ支援（支援プログラムの内容）

キ．当該業務全体の実施スケジュール（契約締結から業務終了まで）

ク．当該業務全体の組織体制

(5) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- ①実施日時 令和 7 年 6 月 24 日 (火)
- ②実施場所 大分市役所 会議室
- ③実施方法 1 者あたり持ち時間を 30 分 (内発表 20 分、質疑応答 10 分)

※詳細な時間・場所等については別途通知

※プロジェクターおよびスクリーンについては、市が用意することとする。

(6) 選考結果の通知

- ①通知予定日 令和 7 年 6 月 30 日 (月) (予定)
- ②通知方法 郵送にて全参加者へ通知
併せて大分市ホームページにおいて、受託候補者名を公表

(7) 契約の締結

契約締結の時期 令和 7 年 7 月上旬 (予定)

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (8) その他、選定委員会が不相当と認めるとき。

7. 契約に関する事項

(1) 業務内容の詳細

業務内容の詳細については企画提案書等の内容を基本として、市と受託候補者が協議して決定する。

(2) 見積書の提出

プロポーザル選定委員会を選定された受託候補者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、業務委託の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、参加者に対し特定の団体等に参加させたり勧誘させたりするようなことは、事業中、事業後を問わず、一切行わないこと。

なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

(4) 守秘義務

受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

9. その他留意事項

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。

(2) 1 者 1 案とし複数提案を禁止する。

(3) 提出書類は、A 4 版とする。書類の作成上、A 3 版を利用した方が確認しやすい場合は、A 3 版の利用は可。

(4) 提出後の書類の差替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会からの要請のあったものについてはこの限りでない。

(5) 提出された書類等は返却しない。

(6) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(7) 提出された提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(8) 提案書等に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型となるものであるが、全ての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、市と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(9) 本募集内容に定めるもののほか、必要事項については主催者が定める。

10. 担当事務局

(1) 名 称 大分市市民部市民協働推進課 市民協働推進担当班（担当：板井、増村）

(2) 所在地 〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号

(3) 連絡先 TEL : 097-537-7251

FAX : 097-536-4605

E-mail : siminkyodo3@city.oita.oita.jp

11. その他

詳細は、「「地域の担い手育成事業」実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。